

質問書への回答

事業名		伊予市テレワーク環境構築事業	
No	質問項目	質問の詳細	市からの回答
1	「実施要領」3(1)②及び「3(2)③」について	<p>本要件では、「ア～オ」の全ての実績を有することが求められていますが、これらは非常に広範囲かつ専門性の異なる領域を含んでおり、また実績の対象が自治体・公的機関に限定されていることから、参加可能な事業者が限定され公平性・競争性がないと考えます。</p> <p>つきましては、以下についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ア～オの全項目を必須とされている合理的理由</li> <li>・自治体・公的機関以外(例:民間企業等)での同等実績を認めない理由</li> </ul>	<p>本事業は、<math>\alpha</math> モデルから<math>\beta'</math> モデルへの移行にあたり、「クラウドサービス活用」「ゼロトラストを見据えたセキュリティ対策」「ID/端末管理や情報漏えい対策を含む統合的な設計構築」「テレワーク環境や運用保守を含む長期的な運用」を一体として実現する必要があります。</p> <p>このため、「ア～オ」で示している各実績は、個別の製品導入実績というよりも、<math>\beta'</math> モデルに整合したトータルな環境設計・移行・運用に必要な主要な構成要素として位置付けており、いずれも本事業の適切な履行に不可欠な要件と考えています。</p> <p>また、本事業は、「LGWAN 接続系とインターネット接続系を含む自治体特有のネットワーク構成」「条例やガイドライン等に基づく情報セキュリティ・ガバナンス」「自治体業務特有の運用(庁内 LAN、LGWAN システム、電子申請等)」を前提としたものであり、これらに即したシステム構成や運用設計を行った実績・経験が重要と考えています。</p> <p>このため、実績の対象を「自治体又は公的機関」に限定し、「ア～オ」の全項目を必須としております。本事業の性質上、一定の専門性・総合性を求めるることは避けられませんが、事業の</p>

		確実な履行と、長期安定運用を確保する観点から、合理的な条件であると考えています。
2	「実施要領」3(1)②及び「3(2)③」について	<p>公平性・競争性確保の観点から、参加資格「ア～オ」の代替として、以下のいずれかをお認め頂けないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独事業者で参加する場合、協力事業者(単独事業者の委託先など)を含めて「ア～オ」の実績を有する場合は参加資格を有すると見做す</li> <li>・一部の実績又は民間向を含めた実績がある場合は、審査のうえ参加を認める場合がある</li> </ul> <p>単独事業者が再委託先を含めてア～オの実績を満たす場合(再委託先の実績のみでの参加は認めない。)も参加資格を有するものと認め、「再委託先があるときは、その再委託先の実績を合算し再委託先を含む体制として、全て有していることが客観的に確認でき、かつ、当該再委託者がその実績に対応する領域を担当する場合は資格を有する者」とします。</p> <p>2点目の、一部の実績又は民間向け実績のみで自治体・公的機関での同種実績を有さない場合は、本事業の性質上、参加資格の条件を一律に緩和することはしません。これらについては、評価(審査)段階ではなく「参加資格」の段階で一定の水準を確保する必要があると判断しているためです。</p>
3	「実施要領」3(2)③について	<p>本項にて、「コンソーシアムの構成事業者は、自治体又は公共機関において第3(1)②に規定するすべての事業提供・保守実績を有している者であること。」と記載されております。</p> <p>こちらは、コンソーシアムを構成する全ての事業者が要件を満たす必要があるのか、それともコンソーシアムを構成する事業者のうち1社でも要件を満たしていれば良いのかについてご教示ください。</p> <p>「コンソーシアムの構成事業者は、自治体又は公的機関において第3(1)②に規定する全ての事業提供・保守実績を有している者であること。」の趣旨は、コンソーシアム全体としてア～オの全ての実績を有していることを要件としているものです。したがって、コンソーシアムを構成する各社が、それぞれ単独でア～オ全ての実績を有している必要はなく、コンソーシアム全体として、役割分担を踏まえつつ、ア～オの全ての事業提供・保守実績を網羅していることを要件とします。</p> <p>なお、その確認のため、企画提案書や事業実績の記載において</p>

		て、「構成事業者ごとの担当領域と実績の対応関係」、「ア～オのどの項目をどの構成事業者が担うのか」が分かるよう、明確な記載をお願いします。
4	「実施要領」3(1)について	<p>単独事業者での参加の場合、本契約において再委託は認められているのかについてご教示ください。</p> <p>単独事業者として契約する場合であっても、適切な管理のもとでの再委託は認めます。</p> <p>ただし、受注者は、本事業全体について伊予市に対する最終的な責任を負うこと、また、再委託先についても、情報セキュリティ、守秘義務、品質管理等に関し、契約上必要な条件を付し、適切に管理することとし、重要な業務を再委託する場合には、その内容や体制を提案書および契約協議の中で事前に明らかにしておくことを求めます。</p>